

荒川自然公園における移動販売車（キッチンカー）等出店のための募集要領

1 公募の目的

移動販売車（キッチンカー）等の出店によって、公園の利便性及び魅力の向上を図り、区民の更なる利用を促すことで、公園を通じた地域の活性化につなげていくことを目的とする。

2 募集概要

(1) 出店場所

荒川自然公園（荒川区荒川八丁目 2 5 番 3 号） 詳細位置は別紙のとおり

(2) 募集事業者数

7 事業者程度

(3) 出店対象期間及び営業可能時間

①出店対象期間：令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで
（公園休園日のため毎月第一・第三木曜日は除く）

②営業可能時間：午前 1 0 時から午後 4 時まで
（入園可能時間は午前 9 時から午後 4 時 3 0 分まで）

(4) 求める出店内容のコンセプト

- ・荒川自然公園の魅力の向上に繋がるもの
- ・公園利用者の利便増進に資するもの

(5) 販売品目

- ・酒類を除く飲食物（飲食物を販売する場合は東京都内における食品衛生法の規定に基づく営業許可等を保健所から得ているもの）
- ・物販（公園の利用促進に寄与するもの）

3 応募者の資格要件

応募者（出店者）は以下の資格・条件を満たす法人又は個人事業主であること。

(1) 都内に主たる事務所又は住所を有すること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の対象となる営業を営む事業者でないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を目的とする事業者でないこと。

(5) 事業者登録する申請日までに納付すべき法人住民税又は個人住民税を完納していること。

- (6) 飲食物を販売品目とする場合は、次のいずれにも該当する者であること。
- ア 出店様態に応じた東京都内における食品営業に係る営業許可等を有すること。
 - イ 法人にあっては食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号）別表第 17 一口に規定する食品衛生責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を有し、個人事業者にあっては当該個人事業者が食品衛生責任者であること。
- (7) 移動販売車を使用する場合は、当該車両を保有し、又は当該車両についてリース契約に基づく使用权を有していること。ただし、リース契約に基づく使用权については、法人又は個人事業者が自動車検査証に記録されている使用者である場合に限る。
- (8) 販売品目を対象とする生産物賠償責任保険に加入していること。
- (9) その他、営業に必要な許可や資格を有すること。

4 出店条件等

(1) 出店条件

- ・ 事前に区との間で出店に関する事項を取り決めるための出店協定を締結するものとする。
- ・ 同一日に出店できるのは、1 事業者 1 台（露店の場合は一区画）までとする。
- ・ 移動販売等事業者登録申請書（様式第 1 号）には、すべての販売品目を記載すること。
- ・ 出店による事故やトラブル等の一切の責任を出店者が負うこと。
- ・ 出店登録後に、新たな出店者（協力事業者等）を追加しないこと。
- ・ 故障等による車両の変更・追加は可とし、その場合は区と事前協議の上、必要書類（営業許可証、車検証、車両の写真等）を提出すること。
- ・ 販売品目を変更する場合は、区との事前協議のうえ、必要書類（追加品目の名称、販売品目の写真、販売価格がわかるもの（任意書式））を提出すること。

(2) 出店場所・面積

別紙案内図のうち区が指定する区画内・約 10 m²

(3) 移動販売車の基準

移動販売車を使用する場合は、小型（軽自動車ベース）の車両を使用すること。
（大型車両や牽引車は許可しない。）

想定される移動販売車の概寸：全長約 3.6 m、高さ約 2.5 m、幅約 1.5 m

(4) 設備等

- ・ 電源は出店者自ら確保するものとし、発電機（低騒音型）等を用意すること。
- ・ 手洗い場については、公園内にある水道を使用することができる。
ただし、公園利用者の迷惑とならないよう注意すること。
- ・ 出店により発生した排水は、公園内設備に流さず、持ち帰り適正に処分すること。

- ・利用客向けのテーブル及びイス等の設置は禁止とする。ただし、試験導入期間においては区が仮設のテーブルやイス等の設置を行う予定である。

(5) 収支報告等

- ・出店後は下記内容について協力すること。
売上等を記載した販売実績報告書（様式第 2 号）の提出及び出店者向けアンケート調査

(6) 出店料

- ・出店にかかる費用は、一区画一日あたり平日・土日祝日を問わず 1, 5 0 0 円とし、区が発行する納付書により事前に納付すること。
※ 荒天等のやむを得ない事由により、出店者と区が予め協定した出店日数を満たすことができない場合、区は協定期間内の出店者からの申し出に限り、一日単位で出店料の返還をすることができるものとする。

(7) ごみの処理

- ・出店者は、必ずごみ箱を出店場所の直近かつ見やすい位置に設置し、商品の販売により発生したごみは収集して持ち帰ること。
- ・出店者は、出店場所及びその周辺を常に清掃し、清潔を保つことで公園利用者が快適に過ごせるよう努めること。

(8) その他事項

- ・園内を車両で移動する際は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先に速度 1 0 k m / h 以下で走行すること。
- ・物販においては、商品等を搬入後、園内に車両を駐車せず一旦園外へ出すこと。
- ・出店者の都合により営業休止又は中止する場合は、事前に区に連絡すること。
- ・出店による事故や苦情等のトラブルは出店者が迅速に対応すること。なお、発生した事故等については、その内容を直ちに区に報告すること。
- ・衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- ・食中毒等の予防のため、保健所による改善指導を行う場合がある。
- ・出店に際して宗教活動及び政治活動をしないこと。
- ・思想信条及び主義主張の喧伝・流布をしないこと。
- ・許可内容（公園内の出店情報等）とは関係のない広告等を行なわないこと。
- ・公園利用者や近隣住民に影響を与える行為（園内を歩きながらのチラシの配布等、拡声器等を使用した呼び込み）は禁止する。
- ・販促を目的とした B G M の使用は、園内放送を妨げない程度に留めるものとする。
- ・荒川自然公園内は全面禁煙であり、出店者も公園内での喫煙は一切しないこと。
- ・地震時や火災時の避難経路等は、出店前に確認しておくこと。
- ・申請に虚偽があった場合や許可条件を遵守しない場合は、区は、出店の許可を取り消すことができるものとする。

- ・必要に応じて消火器等の防災機材を備えおくこと。・本募集要領に定めるもののほか、その他関連法令を遵守すること。
- ・公園施設等の利用で不明なことは、公園管理事務所の指示によることとする。
- ・その他不明な点については、区担当者と協議すること。

5 応募の手続き等

荒川区ホームページに掲載している移動販売等事業者登録申請書（様式第 1 号）により、メール、郵送、持参のいずれかの方法によって申し込みを行うこと。

受付期間：随時受付

審査方法：提出された申請書を基に出店内容等を審査する。

審査は書類審査とし、必要に応じて追加でヒアリングを実施する。

備考：・応募者多数の際には、区内事業者を優先する。

- ・複数の事業者間で出店内容が同一または類似する場合においては、区が出店時期や出店位置を調整する場合がある。
- ・区は、移動販売等事業者登録申請書を提出した者の商号・名称、並びに提案書の審査経過等を公表する事ができる。なお、審査資料を公表する場合は、事前に申請者の同意を得るものとする。
- ・提出された審査資料は、出店者の選定以外に使用しない。

【出店までの流れ】

- ①事業者 移動販売等事業者登録申請書（様式第 1 号）の提出
- ②荒川区 審査、審査結果の通知、出店登録
- ③事業者 出店協定案・公園施設設置許可申請書の提出
- ④荒川区 出店協定締結、公園施設設置許可書の発行
- ⑤事業者 出店希望日の提出
- ⑥荒川区 出店日調整、出店可能場所の通知、出店料納付書の送付（出店期間毎）
- ⑦事業者 出店料の納付、出店
- ⑧事業者 各出店期間終了後、速やかに「販売実績報告書（様式第 2 号）」及び「出店者向けアンケート」を提出

【提出資料】

事業形態、販売品目等に応じて必要な資料を提出すること。

- ・移動販売等事業者登録申請書（様式第 1 号）
- ・食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同法第 57 条の第 1 項の規定による届出を行ったことを証明する書類（営業許可書または営業届出書）の写し

- ・ 食品衛生責任者の資格を証明する資料の写し
- ・ 生産物賠償責任保険の加入証明書等の写し
- ・ (法人の場合) 法人の定礎又は登記事項証明書の写し
- ・ (個人事業主の場合) 所得税法 (昭和 40 年法律第 33 号) 第 229 条の規定により提出した届出書 (開業届) の写し
- ・ (車両を使用する場合) 当該車両を使用する者の運転免許証及び当該車両の自動車検査証の写し
- ・ (車両をリース契約している場合) 当該車両のリース契約書の写し

6 担当窓口

〒116-8502

荒川区荒川二丁目 11 番 1 号 荒川区役所北庁舎 2 階

荒川区防災都市づくり部土木管理課

メールアドレス (課): doboku-kanri@city.arakawa.lg.jp

(本募集及び事業全般に関すること)

維持みどり係

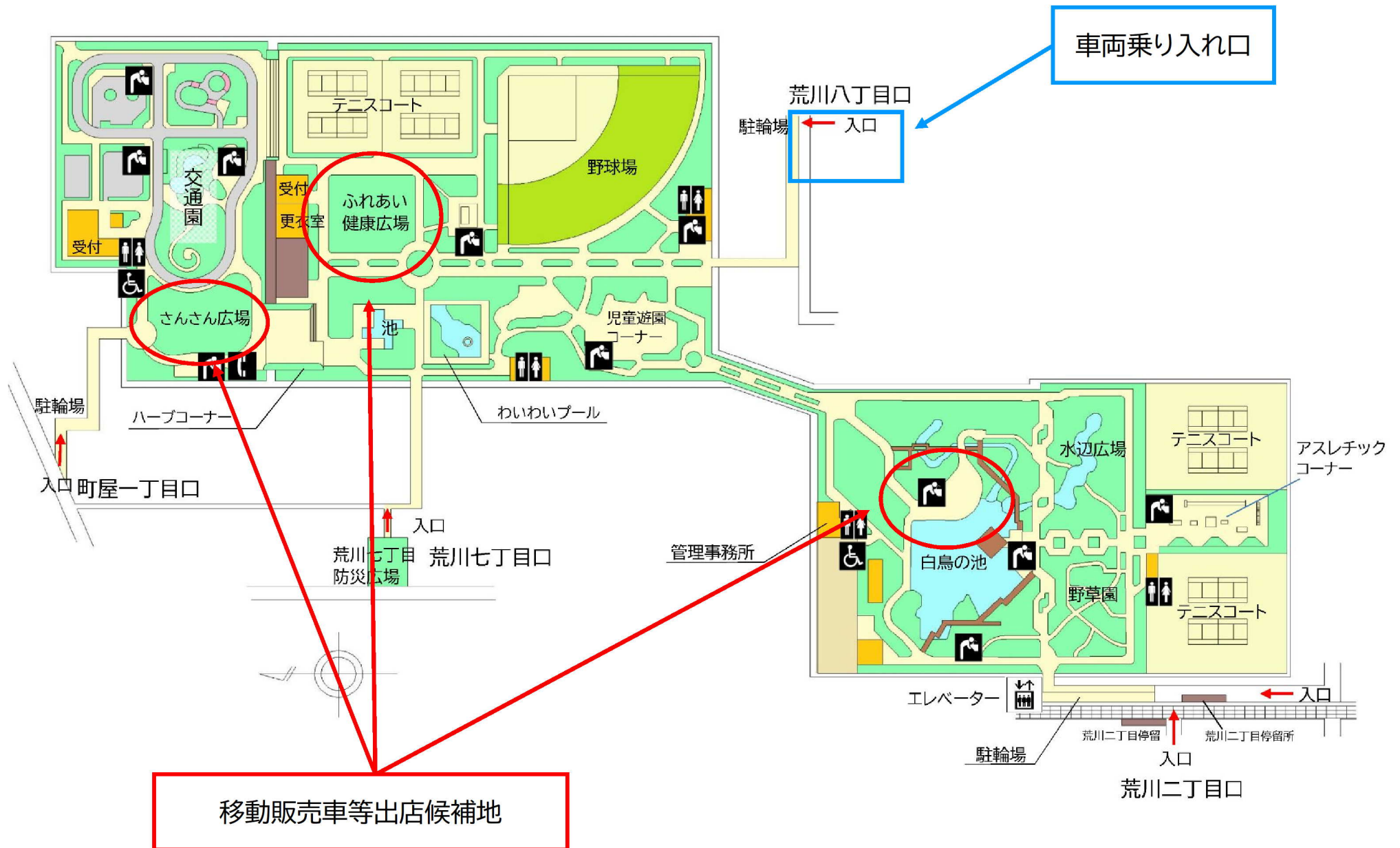
電話: 03-3802-4483 (直通)

(公園施設設置許可に関すること)

占用係

電話: 03-3802-4872 (直通)

荒川自然公園 移動販売車等出店場所案内図



令和 年 月 日

荒川区長 殿

住 所

事業者名

㊟

代表者名

連 絡 先

移動販売等事業者登録申請書

荒川区立公園における移動販売車等の試験導入に関する要綱第 7 条第 2 項に基づき、出店登録者として申請いたします。本登録申請書の記載内容、及び以下①から⑦の添付書類については、事実と相違ありません。

【添付書類】

以下の書類のうち、申請者及び販売品目、販売方法に応じた書類を提出すること。

- ① 食品衛生法第 55 条第 1 項の規定による許可を受け、又は同法第 57 条第 1 項の規定による届出を行ったことを証明する書類の写し
- ② 食品衛生責任者の資格を証明する写し
- ③ 生産物賠償責任保険の加入証明書等の写し
- ④ （法人の場合）法人の定礎又は登記事項証明書の写し
- ⑤ （個人事業者の場合）所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 229 条の規定により提出した届出書の写し
- ⑥ 車両を使用する場合は、当該車両を使用する者の運転免許証及び当該車両の自動車検査証の写し
- ⑦ 車両をリース契約に基づき使用している場合は、当該車両のリース契約書の写し

1. 出店者の概要

店 名	ふりがな		
事業者名 (屋号)			
住 所	〒		
代表者名	ふりがな		
担当者名	ふりがな	電話番号	
		メールアドレス	

2. 販売品目と販売予定価格

販売品目	販売予定価格	販売品目	販売予定価格

※ 記入しきれない場合は、別紙に記入すること。

3. 主な出店実績

出店年月日と出店期間	場 所	イベント・企画名

4. 営業方針（公園で出店する場合の基本方針）

5. 公園の魅力向上・利便増進に関する取組

6. 出店移動販売車情報（全景、ナンバープレートが確認できるもの）

車両写真貼付け

※出店予定車両が複数ある場合、別紙に記入すること。

令和 年 月 日

荒川区防災都市づくり部

土木管理課長 宛

住 所

事業者名

印

代表者名

連 絡 先

販売実績報告書

荒川自然公園で実施した出店販売について、販売実績を次のとおり報告します。

【出店日数】

土日祝日の出店	日
平日の出店	日
合計出店日	日

【売上】

土日祝日の売上合計（税込）	円
平日の売上合計（税込）	円
売上合計（税込）	円